	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第２号）	10487	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の14第１項（第42条の10第１項第２号))	10488	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項（償却費）	10291	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10292	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第68条の15の２第１項（償却費）	10551	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10552	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の２第２項	10553	法規別表六の二(十四)「25」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の３第１項	10423	法規別表六の二(十五)「12」の欄の金額
	第68条の15の３第２項	10554	法規別表六の二(十五)「20」の欄の金額
	第68条の15の３第３項	10555	法規別表六の二(十五)「26」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却の項を次のように改める。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	平成27年旧措置法第68条の15の３第１項（償却費）	10424	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10425	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除の項中「第68条の15の３第２項」を「平成27年旧措置法第68条の15の３第２項」に、「別表六の二(十五)「17」」を「別表六の二(十六)「17」」に改め、同表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項（償却費）	10428	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10429	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十六)「27」」を「別表六の二(十七)「27」」に、「別表六の二(十六)「36」」を「別表六の二(十七)「36」」に改め、同表雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十七)「18」」を「別表六の二(十八)「18」」に改め、同表生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の６第１項（償却費）	10492	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の15の６第１項)	10493	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の15の６第１項及び第２項（償却費）	10495	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の15の６第１項及び第２項)	10496	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十八)「22」」を「別表六の二(十九)「22」」に改め、同表公害防止用設備の特別償却の項から関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項までを次のように改める。